

令和3年11月12日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」の一部改正について

平素は、本会事業に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会及び大阪府健康医療部より、標記の件について周知依頼がありました。

お薬手帳（電子版）については、「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「留意事項通知」という。）により、運用上の留意点の周知が図られております。

令和3年10月から、レセプトに基づく薬剤情報については、マイナポータルにおいて閲覧できるようになり、マイナポータルと民間PHRサービス間で連携をする方法や、マイナポータルに表示されるQRコードを読み取る方法により、民間PHRサービスにおいても取得することが可能となりました。

本通知は、これらによりお薬手帳（電子版）において薬剤情報を取得することが可能となることを踏まえ、留意事項通知の改正について周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267